

諸手当に関する手引

1 扶 養 手 当

(1) 概 要	1
(2) 支給範囲及び支給額	1
(ア) 扶養親族の要件	1
(イ) 支給額	2
(3) 支給方法	3
(ア) 支給手続	3
(イ) 届出が必要な場合	3
(ウ) 支給の始期、終期及び支給額の決定	4
(エ) その他	6
(4) その他	7
(ア) 認定事務の注意点	8
【扶養親族の添付書類一覧表】	9
【別居の扶養家族調書】	10
(イ) 記載例	11
(ウ) 理由別認定基準及び添付書類	12
a 認定事例	
① 子の出生の場合	12
② 22歳年度末までの子	13
③ 配偶者	14
④ 満60歳以上の父母及び祖父母	15
⑤ 満22歳年度末までの弟妹、孫	16
⑥ 重度心身障害者	17
⑦ 国又は他の都道府県の職員から引き続き本県職員となった者	17
b 除外事例	
① 就職等により年間130万円以上となった場合	17
② 満22歳年度末を経過したことによる除外	17
(エ) 質疑	
① 父に所得のある場合の母の認定	18
② 育児休業中の職員の認定	18
③ 特別養子の取扱い	19
④ 配偶者の子の取扱い	19
⑤ 条例10条第2項第5号（重度心身障害者）に掲げる者の取扱い	19
⑥ 退職手当と「所得」との関係	19
⑦ 雇用保険法の規定による基本手当等の取扱い	20
⑧ 年金受給者の事実の生じた日の取扱い	20
⑨ 扶養親族の収入が不安定な場合の支給の終期	20
⑩ 扶養親族の収入が不安定な場合の賞与の取扱い	21
⑪ 事実の生じた日から15日目が週休日等に当たる場合の取扱い	21
⑫ 15日の起算日	21
⑬ 扶養手当に相当する手当の取扱い	21
⑭ 子の扶養替えの可否	22
※扶養親族認定後の留意事項【職員交付用】	23

1 扶 養 手 当

(1) 概要

扶養手当は扶養親族のある職員に支給される手当である。

条例第13条第1項

(2) 支給範囲及び支給額

(ア) 扶養親族の要件

条例第13条第2項

下記の者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの。

a 配偶者

(届出をしないが事実上婚姻関係と同一の事情にある者を含む。)

b 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

c 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

d 満60歳以上の父母及び祖父母

e 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

f 重度心身障害者

ただし、次の者は扶養親族とすることができない。

支給規則第4条の2第3項

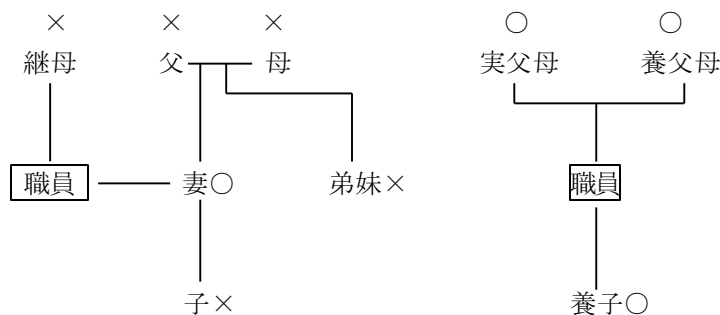
①民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

②その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者

③重度心身障害者の場合は、終身労務に就くことができない程度でない者

注 1) 扶養親族とすることができる範囲

例 (○は可、×は不可)



※民法上の養子縁組をした場合は、扶養親族とすることができる。

2) 「満22歳に達する日」とは満22歳の誕生日の前日をさす。

3) 「年額130万円程度」の「年額」とは、会計年度や暦年でなく、事由の生じた時(届出が事実発生より15日経過以後に提出された場合は、提出日) から1年間をさす。

また、月あるいは年等の単位で恒常的に収入のあるもの(給与所得・事業所得・不動産所得・年金所得等の継続的に収入のある所得)であり、退職所得、一時所得など一時的な収入による所得はこれに含めない。

(例) 土地を譲渡した場合の譲渡所得→含めない
譲渡所得(益)を基にした利息収入→含める

4) 「所得」の金額の算定は、課税上の金額（所得証明の所得額等）の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額により判断する。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費の実額（人件費、修理費、管理費等）を控除した額とする。

↓

年額 130 万円程度とは、月あるいは年の単位で恒常的に収入のあるものをさすものであり、給与収入や貸家料の収入など月単位による収入（月間の収入が変動する場合は、3箇月の平均収入額による。）をもって判断すべきものは、月額（ $1,300,000円 \div 12月$ ）108,333円程度とし、農業所得や事業所得などは年額で判断を行うこととする。

（参考） 年額 1,300,000円
月額 108,333円（ $1,300,000円 \div 12月$ ）
日額 3,611円（ $108,333円 \div 30日$ ）

また、賃金を受けないで、親族等の事業に従事している場合であつても、その労務の提供に対する反対給付として実質的に（例えば家賃・食品の免除等）年額 130 万円以上の収入又は利益を得ていると認められる場合は認定できない。

5) 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

（イ）支給額

- a 配偶者 6,500円
- b 父母等 1人につき6,500円
- c 子 1人につき10,000円（満15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算（特別加算））

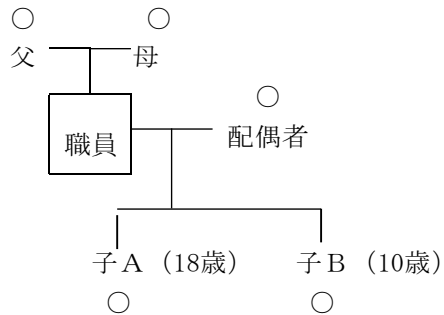
支給規則第4条の2第4項

条例第13条第3項

〃

条例第13条第4項

例 1



(支給額)

配偶者 6,500円

親 2 人 6,500円 × 2 人 = 13,000円

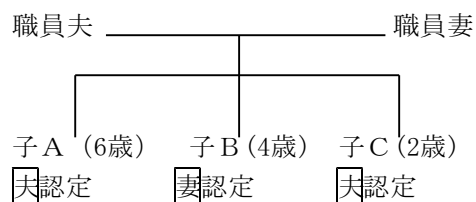
子 2 人 10,000円 × 2 人 = 20,000円

子 A に係る加算 5,000円 × 1 人 = 5,000円

合計 44,500円

例 2 共働きの配偶者の場合の子に対する支給

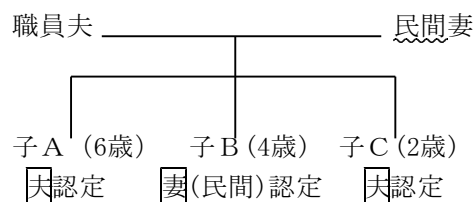
① 夫婦とも県職員の場合



夫 10,000円 + 10,000円 = 20,000円

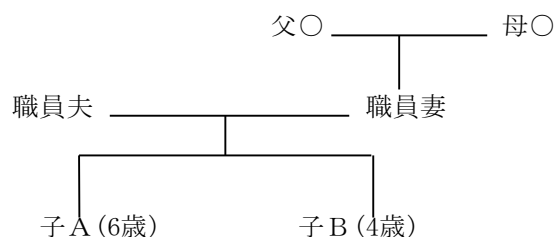
妻 10,000円

② 配偶者が民間従業員の場合（ただし、職員が主たる扶養者の場合）



夫 10,000円 + 10,000円 = 20,000円

③ 夫が子 1 人、妻が子 1 人と両親をそれぞれ届け出ている場合



妻に係る分(親 2 人 + 子 1 人)

6,500円 + 6,500円 + 10,000円 = 23,000円

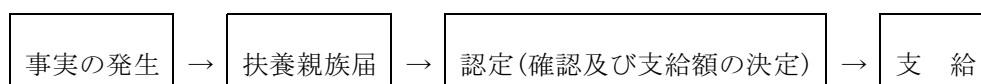
夫に係る分(子 1 人)

10,000円 × 1 人 = 10,000円

※妻の両親は夫の扶養家族とすることはできない。

(3) 支給方法

(ア) 支給手続



(イ) 届出が必要な場合

- a 新規採用者に扶養親族がある場合（行 7 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）

条例第13条第 1 項

- b 行 7 級以上職員等から行 7 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合（行 7 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- c 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行 7 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- d 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（子、孫及び弟妹が満 22 歳の年度末を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行 7 級以上職員等になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合を除く。→この場合は、システムでは自動的に除外。）

※ 行 7 級以上職員等とは行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの（学校ではこれに当たる職員はいません。）

（ウ）支給の始期、終期及び支給額の改定

a 支給の始期

①扶養親族のある者が採用された場合

→採用された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

↓

ただし、届出が採用された日から 15 日を経過した後になされたときには、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給する。

②新たに職員に扶養親族が生じた場合

→事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

↓

ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときには、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給する。

b 支給の終期

職員が離職、死亡した場合又はすべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合には、その日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

c 支給額の改定

① 扶養手当を受けている職員に新たに扶養親族が生じた場合

→「a 支給の始期」を準用

② 扶養親族たる子、父母を有する職員が、扶養親族でない配偶者を有するに至った場合又は配偶者を欠くに至った場合

→支給額が減額となる場合

事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、

その日の属する月)

→支給額が増額となる場合 「a 支給の始期」を準用

- ③ 扶養親族たる子が、満15歳に達する日後の最初の4月1日を迎えた場合の増額改定に当たっては、その旨の届出を要せず、当該4月から改定する。

注1) 父母及び祖父母の場合は、満60歳の誕生日が年齢についての要件を具備するに至った日となる。

- 2) 共働きの妻が退職した場合は、退職した日の翌日（退職の日の給与が支給されないときは退職の日）がその要件を具備するに至った日となる。

例① 月の初日以外に新たに扶養親族が生じた場合（事実の生じた日から15日以内に届出）

4/1 4/3 4/7 5/1

子
出
生

扶
養
届
提
出

支
給
開
始

※事実が生じた日が月の初日ではないため
翌月から支給を開始する。

例② 4月1日に採用された者に扶養親族がある場合（採用日から15日以内に届出）

4/1 4/7 5/1

採
用
・
支
給
開
始

扶
養
届
提
出

※採用された日が月の初日であるため、4月から支給

例③ 要件を具備した日から15日経過後の届出の場合

4/25 5/10 5/13 6/1

子
出
生

15
日
目

扶
養
届
提
出

支
給
開
始

※15日経過後の届出のため、提出日の
属する月の翌月である6月からの
支給となる。

3) 子、孫及び弟妹の場合は、満22歳に達する日以後の最初の3月31日
の翌日が要件を欠くに至った日となる。

例④ 誕生日が10月1日の場合

9/30 10/1 3/31 4/1

満
22
歳
に
達
す
る
日

満
22
歳
の
誕
生
日

満
22
歳
に
達
最
初
の
日
3
以
月
後
31
の
日

要
件
を
欠
く
に
至
っ
た
日

※3月まで支給

例⑤ 誕生日が4月1日の場合			例⑥ 誕生日が4月2日の場合			
3/31	4/1		4/1	4/2	3/31	4/1
満満	要満		満	満	満	要
2222	件22		22	22	22	件
歳歳	を歳		歳	歳	歳	を
にに	欠の		に	の	に	欠
達達最	く誕		達	誕	達最	く
すす初	に生		する	生日	す初	に
るるの	至日		日		るの	至
日日3	った				日日3	った
以月	た				以月	た
後31	日				後31	日
の日					の日	

4) 子の手当額の加算における「満15歳に達する日後」とは、「満15歳に達する日」を含まない。→「満22歳に達する日以後」が「満22歳に達する日」を含むのと異なることに注意。

5) 届出15日の計算はその事実が生じた日の翌日（その事実が午前0時に生じたときはその日）から起算し、15日目が高知県の休日を定める条例に定める休日に当たるときは、その翌日まで延長される。

例⑦ 15日目が休日の場合				
12/14	12/29	1/1	1/4	
子	15	支	扶	※ 15日目が休日に当たるので、1月4日の届出は15日以内のものとされ、1月からの支給となる。
出	日	給	養	
生	目	開	届	
		始	堤	
			出	
例⑧ 要件を欠いた日（支給の終了又は減額改定となる場合）から15日経過後の届出の場合				
妻・子1人	16,500円	→	10,000円	
6/30	7/15	7/20	8/1	
妻年	15	扶		※ 減額改定のため、7月から10,000円となる。
就額	日	養		
職130	目	届		
万		堤		
以		出		
上				

(エ) その他

扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

- ・休職、外国派遣条例第2条第1項の規定による派遣、公益的法人等派遣条例第2条第1項に規定する職員派遣、停職、配偶者同行休業及び育児休業の承認を受けた場合、又は終了により職務に復帰した場合のその月分は、日割り計算により支給する。
→給与条例第17条の規定により給与が減額される場合でも、減額されない。
→停職、育児休業の承認の期間中は支給されない。

支給規則第4条の2

第6項

支給規則第3条の4

(4) その他

(ア) 認定事務の注意点（総務事務システム対象職員分についてはシステムで自動的に記載される）

① 扶養親族届の受理・記載事項の確認

ア 提出の日付→職員が所属長に提出した日を職員が記入すること。

イ 受理の日付→所属長が現実に受理した日

※ 通常、提出の日付と受理の日付は同じ日になりますが、職員が提出する日付と受理の日付が異なる場合は、異なる理由（例えば提出が郵送になったため、到着までに時間を要した等）を十分に把握すること。

ウ 所属長の確認（所属長の認印）→所属長の私印とする。

この認印は、届出の受理を確認する意味であるため、提出の日付、記載事項、添付された書類等を十分に確認すること。

なお、添付書類が不備な場合は、当該届の受理を行うと同時に速やかにその補足をするように指導すること。

② 扶養親族届に添付すべき証明書

扶養している事実を証明する書類として、次の「扶養親族届の添付書類一覧表」や届出の理由別に必要な添付書類・注意すべき事項を整理しているので、参考にしてください。

ただし、あくまでも参考事例であり、ケースに応じて扶養の事実（又は扶養が消滅した事実）を証明するに足る証拠書類を確認し、適切に処理を行うようにすること。

また、職員のプライバシーに関する事項でもあるので、添付書類の取扱い等は特に慎重に行うこと。

③ 扶養手当認定後の留意事項の配布

扶養親族の認定後、扶養親族としての要件を欠くに至った場合の手続きに抜かりがないよう、職員に扶養親族としての要件を欠くに至った事由を周知するため、「扶養親族認定後の留意事項」（P23参照）を職員に交付すること。（「扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて」平成17年3月20日16高教職第1323号教職員課長通知）

※ 添付する書類（証明書）について

○提出する書類（証明書）については、原本でなくても「写し」で可。

→ 特に重要な書類（雇用保険受給者証や年金の改定通知書など）は必ず写しを保管し、原本は職員に返すこと。

扶養親族 証明書		60歳以上の 父母又は祖 父母 (A)	配偶者 (B)	22歳年度末ま での子 (C) 出生 (D)		22歳年度 末までの 弟妹、孫 (E)	重度心 身障害 者 (F)	摘 要
新たに扶養親族の認定を受けようとする場合	戸籍抄本等又は住民票 (1)	○ 改製原戸籍	○	○	(3)又は○	○ 改製原戸籍	○	職員との続柄生年月日を明らかにするもの ((F) の場合は必ずしもこの限りではない。)
	所得証明書 (2)	○	○	○ 義務教育を受けている者を除く。		○ 義務教育を受けている者を除く。		
	医師の証明 (3)						○	重度心身障害者についての診断証明書
	退職証明 雇用保険証明書 (4)	○	○	○		○		申請直前まで勤労等で定額以上の所得があった場合勤務先及び公共職業安定所等の証明 (離職票 2 の写)
	被扶養者と別居の場合は別記調書 (5)	○	○	○		○	○	申請しようとする者と別居している場合は次頁の様式により記入 (必要に応じ証明を得ること。)
除外の場合	就職証明 (6)	○	○	○		○		認定の扶養親族が定額以上の所得を得るに至ったときその事実を明らかにする証明 (採用年月日の分かるもの (辞令等の写)) ※保険証の写不可
	戸籍抄本等 (7)		○					離婚の場合
備 考		改製原戸籍と扶養理由書、他に扶養義務者がある場合は、他の扶養義務者の扶養親族となっていないことの申立、証明		配偶者が、扶養手当の認定を受けていない場合は、配偶者の扶養親族に入っていないことの証明。ただし配偶者が県職員である場合を除く。		改製原戸籍と扶養理由書、他に扶養義務者がある場合は、他の扶養義務者の扶養親族となっていないことの申立、証明		国又は他の都道府県の職員から引き続き本県の職員となった者にあつては、本県の職員となる直前の国又は他の都道府県における扶養親族簿の写をもって、この表に掲げる書類に代えることができる。

注) 上記一覧表は届出に必要な書類であり、認定に当たり上記以外の証明書等を必要とする場合がある。

別記調書

別 居 の 扶 養 家 族 調 書		
所 属	氏 名	印
1 申告されている（ ） と別居の理由 (別居先をくわしく御記入ください。)		
2 別居先に居住又は隣接した家屋に居住 する他の親族の有無 あればその家族構成及び職業等をくわ しく御記入ください。		
3 2の親族の所得の状況等 (住民税等に関し、扶養者としていな いかどうか等)		
4 1の扶養親族の所得の有無 あればその内容をくわしく御記入くだ さい。 (居住地の市町村長の証明添付)		
5 1の扶養親族に対する扶養の方法 及びその内容	毎月送金 (月額	円)
	随時送金 (年額	円)
	直 渡 (年額	円)
6 その他 (所得税法上の扱いはどうなっている か等)		

なお、必要に応じ市町村長の証明（3及び4について）を添付のこと。

(イ) 記載例

扶 養 親 族 届

令和○年 5 月 11 日提出

任命権者 高知県教育委員会 様	所属長 認印	印	所 属 氏 名	〇〇小学校 高知 太郎 印	職 名 職員番号	教諭 〇〇〇〇〇〇
---------------------------	-----------	---	------------	--------------------------------	-------------	----------------------------

職員の給与に関する条例第11条第1項
公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項
警察職員の給与に関する条例第11条第1項

の規定に基づき次のとおり届け出ます。
(証明書 通添付)

届出の理由<該当するものの□にレ印を付ける。>

- ☐ 1 新たに職員となった(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
☐ 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
☒ 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
☐ 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		
高知 三郎	長男	R〇.5.2	同居	無	0	R〇.5.2	出生

(注) 1 「続柄」欄は、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は、市区町村名まで記入する。
3 「所得の年額」欄は、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
4 「届出の事由」欄は、届出の理由の3又は4に該当する場合に、その事由(例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)を記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合にその勤務先氏名を記入する。>

〇〇中学校 教諭 高知 花子 (職員番号〇〇〇〇〇〇)

任命権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 職 名 〇〇 氏 名 〇〇 〇〇〇 印					令和○年 5 月 11 日 受理	
取扱者 認印	課 長	課長補佐	給与チーフ	係	令和○年 6 月 から まで 支給	
	印	印	印	印		

(ウ) 理由別認定基準及び添付書類

a 認定事例

① 子の出生の場合

○必要な書類（証明書）

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
戸籍抄本・住民票・ 出産証明書のいずれ か	・職員との続柄 ・生年月日	

○認定の基準及びケースにより必要な書類（証明書）

1) 配偶者が、扶養手当の認定を受けていない場合

・必要な書類

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
配偶者の扶養親族に入 っていないことの証明	配偶者と二重の支給になら ないこと (※「扶養手当に相当する手当」 の支給の有無も確認すること)	例) 配偶者の勤務先で扶養手当 を支給していないことの証明

2) 夫婦が共同して子を扶養している場合の取扱い

●第1子 → 主たる扶養者の扶養親族とする。

夫婦が共同して子を扶養している場合の第1子の取扱いについては、夫婦双方の年間所得を比較して、職員の年間所得が配偶者の年間所得より多いとき又は同程度（夫婦双方の年間所得の差額が1割以内）であれば認定する。

・必要な書類

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
配偶者と職員の所得証 明書	職員の所得が配偶者の年間所 得より多い 又は 同程度	両方とも県職員の場合は不要→ 届に配偶者の所属を明記

比較例 1

職員の年間所得 3,000,000円
 配偶者の年間所得 3,400,000円
 $(3,400,000 - 3,000,000) \div 3,400,000 \text{円} = 0.1176$ (1割以上)
 ※所得の差額が1割以内でないため、職員では認定できない。

比較例 2

職員の年間所得 3,000,000円
 配偶者の年間所得 3,250,000円
 $(3,250,000 - 3,000,000) \div 3,250,000 \text{円} = 0.0769$ (1割以内)
 ※所得の差額が1割以内のため、職員で認定できる。

●第2子以降 → 交互に認定

(例) 第1子 職員 → 第2子 配偶者 → 第3子 職員 → 第4子 配偶者

ただし、職員に第1子が認定されている場合であって、配偶者が県職員以外のもので、「扶養手当の制度がない」又は「制度はあっても支給要件に非該当で支給されない。」場合に限り、交互認定の特例として第2子、第4子等も職員で認定することができる。

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
配偶者の勤務先で扶養手当が支給されない理由	「扶養手当の制度がない」・ 「制度はあっても支給要件に当たらない」ために支給されないこと。	単に手当を支給していない証明ではなく、支給できない理由の明記を依頼すること。→理由がない場合は支給を依頼すること。

3) 配偶者が育児休業等に伴い、主たる扶養者として認められなくなった子の認定について
(育児休業に伴う扶養替え等)

・必要な書類

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
育児休業に入り、主たる扶養者でなくなったことが分かる書類	・ 事実発生年月日 ・ 収入の減少等により主たる扶養者でなくなったことの確認 ・ 配偶者への扶養手当の支給が終了した年月	例) 配偶者の勤務先での証明等 ※事実発生後の配偶者の収入状況・配偶者への扶養手当の支給の終了等を提出書類で確認してください。

※配偶者が県職員の場合

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
辞令の写し	・ 事実発生年月日 ・ 配偶者への扶養手当の支給が終了した年月	※配偶者の所属と二重支給とならないように、連絡を取り合うようにしてください。

② 22歳年度末までの子

○必要な書類(証明書)

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
戸籍抄本又は住民票	・ 職員との続柄 生年月日	
所得証明書	・ 所得の種類	義務教育を受けている者を除く

○認定の基準及びケースにより必要な書類(証明書)

1) 民間等に勤めていた者が退職したことにより申請する場合

民間等に勤めていた者が退職したことにより扶養親族として申請する場合は、その者の退職証明書及び雇用保険の適用の有無の証明書等により、事実発生年月日、雇用保険の適用の有無

及び雇用保険の受給状況を確認して認定を行うこと。

なお、雇用保険（平均月額108,333円以上）の受給中の者については、その支給が終了しなければ申請することはできない。

申請には公共職業安定所の発行する雇用保険支給証明書（写し）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付すること。

・必要な書類

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
退職証明 雇用保険証明 （離職票2）	・ 事実発生年月日 ・ 年額130万円程度以上とならないこと ・ 雇用保険の受給状況	申請直前まで勤労等で定額以上の所得があった場合 → 勤務先・公共職業安定所等の証明

※ 原則、離職の日以前2年間に、雇用保険の被保険者期間が12ヶ月以上であった場合に雇用保険の受給資格を有することになりますが、離職後就労する意思がなく雇用保険の受給を行わない場合や離職後に受給が開始されるまでの期間について申請を行うケースがあります。

この場合は、「雇用保険の受給を開始し、手当額が限度額を超えることとなる場合には、速やかに除外手続きを行います。」という内容を記した職員からの申立書を添付するようにしてください。

※ 雇用保険受給終了後に申請する場合に必要な書類

戸籍抄本、住民票・・・6箇月以内のものであれば、前回認定時に添付したものの写しで可。

所得証明書・・・証明内容（年）が変わる5～6月をまたがなければ、前回認定時に添付したものの写しで可。

雇用保険受給資格者証の写し・・・支給終了の判が押されたもの

③ 配偶者

○必要な書類（証明書）

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
戸籍抄本又は住民票	・ 職員との続柄 生年月日	内縁の場合は双方の抄本
→ 事実発生年月日が婚姻した日である場合は、戸籍抄本。		
所得証明書	・ 所得の種類	義務教育を受けている者を除く

※ 内縁関係の場合については、市町村長、媒酌人などの信用にたる者の内縁関係にあることの証明書を添付すること。

○認定の基準及びケースにより必要な書類（証明書）

1) 民間等に勤めていた者が退職したことにより申請する場合
（婚姻前に勤労していた場合を含む。）

②－1) と同じ。

④ 満60歳以上の父母、祖父母

○必要な書類（証明書）

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
改製原戸籍	・職員との続柄 ・他の扶養義務者の有無	
所得証明書	・所得の種類	
扶養理由書	職員が扶養している状況、扶養を必要とする具体的な理由等を記入（事実が生じた年月日、当該扶養親族の今後1年間の年間所得額の見込もあわせて明記してください。）	

○認定の基準及びケースにより必要な書類（証明書）

1) 職員の他に扶養義務者がある場合

職員の他に扶養義務者がある場合は、他の者が主たる扶養者でないこと、他の扶養義務者の扶養親族となっていないことを書類で確認し、認定を行うこと。

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
他の扶養義務者が主たる扶養者でないことがわかる書類		例) 他の扶養義務者の申立書（全員）
他の扶養義務者の扶養親族となっていないことがわかる書類		例) 他の扶養義務者の勤務先の証明書

※ 他の扶養義務者が勤労していない場合など証明を行うことが困難である場合は、「扶養義務者の申立書」のなかにその状況を記入するようにしてください。（例えば、「私は就労しておらず、扶養手当等の支給はありません。」等）

2) 民間等に勤めていた者が退職したことにより申請する場合

②－1) と同じ。

3) 年金などある程度の所得が見込まれる場合

年金の受給など今後1年間に130万円に満たない所得が見込まれる場合、所得証明の所得額を基礎とするのではなく、最新の状況を把握したうえで判断すること。

・必要な書類

証 明 書	備 考
年金の改定通知書（直近）の写し	改定額をもとに1年間の所得額を推計
給与収入がある場合、収入見込の証明	勤務先の証明書等

4) 職員が別居している場合

別居していても、職員が仕送りを行い、主として扶養していることが明らかな場合は、扶養親族とすることができる。

・必要な書類

証 明 書	備 考
別居扶養理由書→別居の扶養家族調書 (P10)	別居者を扶養している場合、別居している理由並びに扶養の状況を調書に記入

⑤ 満22歳年度末までの弟妹、孫

○必要な書類（証明書）

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
改製原戸籍	・職員との続柄 生年月日 ・他の扶養義務者の有無	
所得証明書	・所得の種類	義務教育を受けている者を除く
扶養理由書	職員が扶養している状況、扶養を必要とする具体的な理由等を記入（事実が生じた年月日、当該扶養親族の今後1年間の所得額の見込もあわせて明記してください。）	

○認定の基準及びケースにより必要な書類（証明書）

1) 職員の他に扶養義務者がある場合

④－1) と同じ。

2) 民間等に勤めていた者が退職したことにより申請する場合

②－1) と同じ。

⑥ 重度心身障害者

○必要な書類（証明書）

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
戸籍抄本	・職員との続柄 生年月日	※必ずしも必要としない。
医師の証明	・診断証明書	

※認定にあたり上記以外の証明書等を必要とする場合がある

⑦ 国又は他の都道府県の職員から引き続き本県職員となった者

本県の職員となる直前の国又は他の都道府県における扶養親族簿の写をもって、関係書類に代えることができる。

b 除外事例

① 就職等により年間130万円以上となった場合

○必要な書類（証明書）

証 明 書	確 認 す る 事 項	備 考
就職証明書	・事実発生年月日	保険証の写し不可

※認定にあたり上記以外の証明書等を必要とする場合がある

② 満22歳年度末を経過したことによる除外

○届出の必要なし

(エ) 質 疑

① 父に所得がある場合の母の認定

問 職員の所得は年額約300万円であるが、職員の父も年金等（年額約150万円）の所得がある場合、母を職員の扶養親族として認定することができるか。

(答)

設問の場合、単に父の所得及び職員の所得の状況のみならず、扶養の実態を十分に把握したうえで、扶養親族の認定を行うようにすること。

(参考)

民法でも、「夫婦はお互いに協力し、扶助しなければならない。（民法第752条）」とされていることから、主たる扶養者が誰であるか実態を十分検討して認定すること。また、次の場合、前記のことから特別の事情がない限り認定は難しいと思われる。

(例) 職員が母を扶養親族として届出（職員の年間所得350万円）

母 年金 年額100万円

父 給与所得 年額250万円

夫婦の合計所得は350万円となり、1人当たり年間175万円となる。夫婦で一の生計と考えると、母についても支給要件を満たさないと考えられる。

② 育児休業中の職員の認定

問 夫婦とも県職員であって、妻（又は夫）が育児休業の承認を受けたときは、当該育児休業の期間中、妻（又は夫）を職員たる夫（又は妻）の扶養親族と認定することができるか。

(答)

育児休業の承認を受けた妻（又は夫）の事実発生日（育児休業開始日）から向後1年間の所得見込額が、認定基準の所得限度額である年間130万円未満であり、かつ、当該期間中に主として夫（又は妻）に扶養されると認められる場合、その妻（又は夫）を扶養親族として認定して差し支えない。

1年間の所得に含まれると考えられるものは

- ・復帰後の給与（1年以内に復帰の場合。期末勤勉手当も含む）
- ・育児休業手当金（育児休業により勤務に服さなかった期間で、子が1歳に達する日までの期間まで支給。）

育児休業手当金の給付額…標準報酬月額×一定割合に手当率を乗じて得た額に相当する額

平成26年4月1日以降に育児休業を始めた職員

育児休業開始から180日間

標準報酬日額×67/100×日数

残りの期間

標準報酬日額×50/100×日数

なお、当初に扶養親族として認定されなかった場合において、育児休業手当金の支給が終了した日の翌日から向後1年間の所得見込額が年間130万円未満となった場合については、扶養親族として認定することができる。

③ 特別養子の取扱い

問 特別養子に出した子を扶養親族として認定することができるか。

※ 特別養子→民法817条の2（前略）実方の血族との親族関係が終了する縁組み（特別養子縁組）を成立させることができる。

（答）

配偶者以外の扶養親族は、条例第13条第2項第6号に該当する者（重度心身障害者）の場合を除き、血族又は法定血族である者と解されており、特別養子については民法817条の2により「実方の血族との親族関係が終了する縁組み」とされているので扶養親族とすることはできない。

④ 配偶者の子の取扱い

問 職員が子のある者と婚姻し、その子を職員の籍に入れることなく職員が扶養している場合、その子を扶養親族として認定することができるか。

（答）

設問の場合、職員との間に養子縁組をしない限り、扶養親族として認定することはできない。

⑤ 条例第13条第2項第6号（重度心身障害者）に掲げる者の取扱い

問 条例第13条第2項第6号（重度心身障害者）に掲げる者の範囲は、親族に限られるか。

（答）

必ずしも血族、姻族といったいわゆる親族でなくても、主として職員の扶養を受けている場合は扶養親族として認定することができる。

⑥ 退職手当と「所得」との関係

問 職員の配偶者が、本年3月31日をもって勤務先を退職し、今後職員の収入のみによって生計を維持することとなった場合、4月1日から扶養親族として認定することができるか。なお、配偶者の本年1月から3月までの給与所得は130万円以上であり、またこれとは別に退職手当も130万円以上ある。

（答）

支給規則第4条の2第3項第2号の「年額130万円程度以上」とは、将来にわたって恒常的に収入のあるものについての規定であり、設問の場合には、たとえ1月から3月までに給与所得が130万円以上あったとしても、退職後将来に向かって所得がないと推定される場合においては、扶養認定上影響を与えるものではなく、4月1日から扶養親族として認定することができる。

なお、「自活できる場合以外」とは、退職手当を資として生ずる所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額130万円に達しないという意味である。したがって、高額な退職手当の支給を受けた場合であっても、それにより「恒常的な所得」が生じていなければ、扶養親族として認定して差し支えない。

⑦ 雇用保険法の規定による基本手当等の取扱い

問 雇用保険法の基本手当を受給している者を扶養親族として認定することができるか。

(答)

設問の手当を受給する者の認定については、当該手当が就職を前提にした失業期間中の生活補助的なものと解されるので日々に受ける手当額をもって判断するのが適当と考えられる。

したがって月々に受ける額が、扶養親族の認定基準としての所得限度額である130万円の12分の1程度以上である場合には、その支給を受ける期間中その者を扶養親族とすることはできない。

なお、実際に基本手当を受給しない待機期間、給付制限期間がある場合には、当該期間について、他の扶養親族要件も満たしていれば、扶養親族として認定することは可能である。

⑧ 年金受給者の事実の生じた日の取扱い

問 職員の扶養親族が新たに年金を受けることになったために扶養手当の支給が受けられなくなった場合の扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日とはいつか。

(答)

扶養親族が新たに年金を受給することにより、年金を含む所得年額が所得限度額である年額130万円程度以上（月額で判断する場合は130万円の12分の1程度以上）となることが明らである場合には、原則として、年金の支給開始月（年金支給開始年齢の誕生日の前日の属する月の翌月）の初日が扶養親族たる要件を欠くに至った事実の生じた日となるが、特段の事情があればそれに応じた判断をすることとなる。

また、部分年金を受給していた扶養親族が、いわゆる満額年金を受給することにより所得限度額以上となった場合についても同様の取扱いとなる。

⑨ 扶養親族の収入が不安定な場合の支給の終期

問 扶養親族たる配偶者が保険会社の外交員に就職する予定ですが、給料は月額9万円、その他勤務実績に応じて手当が若干ある見込みで、年間就職していれば年額130万円を超えると思われる場合、配偶者に対する手当の支給停止の時期はいつになるか。

(答)

扶養親族の認定基準としての取扱いについて、原則的には年額によることとされているが、月収をもって認定する方がより実態に即していると考えられるような場合には、月間所得によって判断して差し支えないとされている。しかしながら、設問の保険会社の外交員のようには月間所得が大きく変動するような場合には、3ヶ月の所得の実績により判断する方がより実態に即していると考えられるので、そのような場合には3ヶ月間の平均所得が所得限度額の12分の1程度以上に達し、将来も同程度の所得が予想されるに至ったときをもって扶養親族としての要件を欠くに至ったものとして取り扱う。もっとも、就職の当初においてその者の年間所得が所得限度額以上になると推定される場合には、その者は就職の当初から扶養親族としての要件を欠くことはいうまでもない。

⑩ 扶養親族の収入が不安定な場合の賞与の取扱い

問 月々の収入が不安定な扶養親族が12月に賞与を支給された。この場合、所得の月額
の判断における3ヶ月の平均収入額は、どのように取扱うか。

(答)

賞与の取扱いについて、原則的には支給対象月で按分して計算する。例えば、賞与12万円が12月に支給され、その支給対象月が6月から11月までの6ヶ月である場合は、12万円を支給対象月の6ヶ月で按分した2万円をそれぞれの月の収入に加えて3ヶ月平均とする。この場合、支給対象月については、就業規則等により確認を行うこと。

なお、支給を受けた賞与に支給対象月がない場合は、実態に即して判断することとなるため、教職員・福利課に問い合わせること。

⑪ 事実の生じた日から15日目が週休日等に当たる場合の取扱い

問 条例第14条第2項ただし書きの「これらに係る事実の生じた日から15日」目に当たる
日が、週休日等に該当する場合はどのように取扱うか。

(答)

設問の場合、その翌日をもって満了するものとして取扱う。

⑫ 15日の起算日

問 条例第14条第2項ただし書きの15日の起算日は、その届出に係る事実の生じた日か、
それともその翌日か。

(答)

設問の15日については、届け出るべき事実の生じた日の翌日（その事実が午前0時に生じたときは、その日）から起算する。

⑬ 扶養手当に相当する手当の取扱い

問 出生時の子の認定において職員の配偶者（県職員以外）が勤務先から当該子に対する手
当を受給しているが、職員側で認定を受けることはできるか。

(答)

配偶者側で「扶養手当に相当する手当」を受給している場合は、重複受給となるため職員側で認定を受けることはできない。「扶養手当に相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨（※）で、同一の扶養親族を基礎として支給されるもの（育児手当・家族手当等）をいう。

なお、当該設問の内容は、子に限らず父母等に支給される手当についても同様の取扱いとなる。

（※）扶養手当の趣旨（性格）：扶養親族を有する職員の生計費を補助することを目的とした生活給的な手当

⑭ 子の扶養替えの可否

問 第1子の出生時に配偶者（県職員以外）側で認定を受け手当を受給しているが、支給対象期間が終了したことをもって、職員側で認定を受けることはできるか。

(答)

第1子の認定を配偶者側で受けている場合、単に配偶者側での支給要件を満たさなくなったことだけでは職員側で認定を受けることはできない。配偶者の勤務先の制度によって支給対象者や期間、支給額等の違いは当然にあるが、主たる扶養者は配偶者であり、扶養替えは容易にできるものではない。

ただし、職員に第1子が認定されている場合であって「扶養手当及び扶養手当に相当する手当の制度がない」「制度はあっても支給要件に当たらない」場合に限り、交互認定の特例として第2子、第4子等も職員で認定することができる。

扶養親族認定後の留意事項

今回、あなたから届出のあった扶養親族について、別紙のとおり認定しました。

今後、下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きをとってください。

なお、届出が遅れますと、その間に受給した扶養手当は不当利得として返還を求められることはもとより、場合によっては、届出の義務違反に問われることにもなりますので、くれぐれも留意してください。これまでに認定されている扶養親族がある場合は、当該扶養親族についても同様です。

なお、扶養親族から除外された者が、再び扶養親族としての要件を満たすこととなった場合には、扶養手当の支給を受けることができますので、改めて届出をお願いします。

記

- 1 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額 130 万円以上となった場合

なお、この年額については、改定される場合がありますので十分留意してください。

【注】（１）年額とは、暦年や会計年度ではなく、事由の生じたときから１年間の収入をさすものである。

（２）年額が 130 万円に満たない場合でも、次のような収入が引き続き 3 箇月以上あることが見込まれるときは、扶養親族の除外の手続きをとること。

ア 給与所得等のような月単位の収入については、月額108,333円以上となった場合（年額の改定とともに月額も改定される。）

＊月間の収入が変動する場合は、3 箇月の平均収入額による。

＊収入とは、総収入のことであり、給料のほか通勤手当等も含まれるものである。

イ 雇用保険の受給が開始された場合は、月額 3,611 円以上受給することとなったとき。

- 2 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合
- 3 扶養親族が死亡した場合
- 4 別居等により主たる扶養者でなくなった場合
- 5 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

令和 年 月 日

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

様